

第6章 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する環境配慮基準

1 地域脱炭素化促進事業

地域の脱炭素化を進めていく上では、再生可能エネルギーを最大限導入することが重要ですが、近年、一部の再生可能エネルギー事業について環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないことに起因し、地域の受容性が低下し、地域社会との共生が課題となっています。

そこで、2021（令和3）年の地球温暖化対策推進法の改正において、再生可能エネルギー施設の整備等を行う地域脱炭素化促進事業を市町村が認定する仕組みが創設され、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）等を定めるよう努めることとされました。促進区域等の設定は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとされています。

なお、市町村による認定を受けた地域脱炭素化促進事業は、関係許認可等手続のワンストップ化等の特例の対象となります。

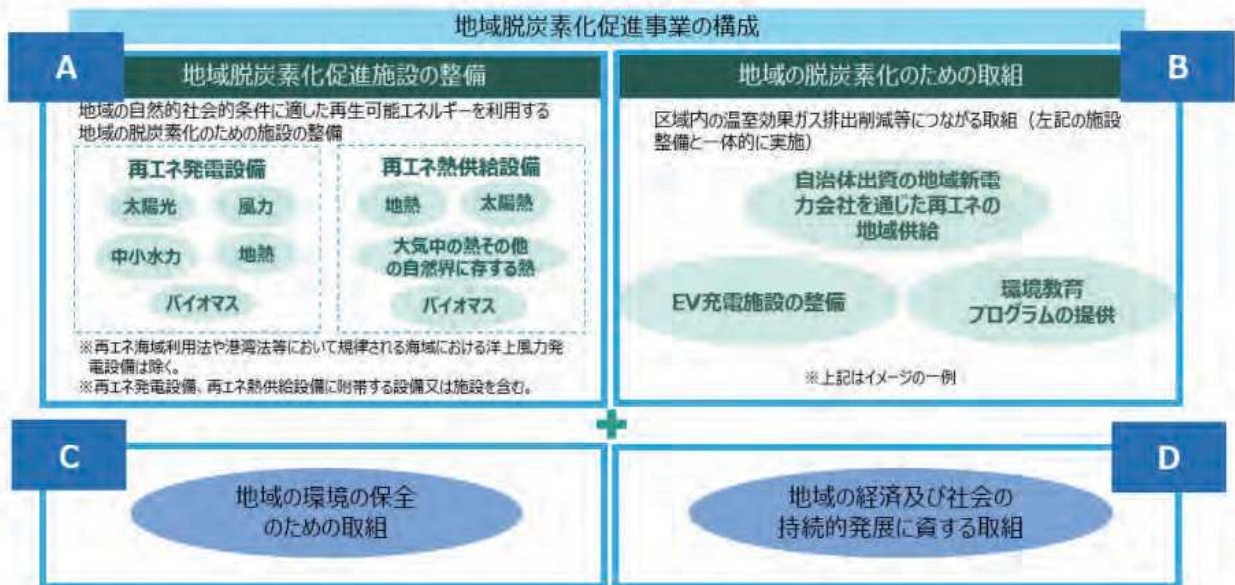


図 6-1 地域脱炭素化促進事業の 構成

資料 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（環境省）

2 促進区域の設定に関する環境配慮基準

地球温暖化対策推進法において、都道府県は、市町村による促進区域の設定において、地域の自然的・社会的条件に応じ環境の保全に配慮することを確保するための基準（環境配慮基準）を定めることができることとされました。環境配慮基準では、促進区域に含めることが適切でない区域や市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項、環境保全への適切な配慮を確保するための考え方等を示すこととされています。

市町村は、環境省令で定める基準及び都道府県が定める環境配慮基準に基づいて促進区域を設定する必要があります。

本県における環境配慮基準については、別冊 1 としてまとめています。



図 6-2 促進区域の設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの流れ

資料 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（環境省）

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※	
原生自然環境保全地域	自然環境保全法	国立公園、国定公園（左表①以外）	自然公園法
自然環境保全地域		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第 1 種特別地域（①）	自然公園法	砂防指定地	砂防法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	地すべり防止区域	地滑防止法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
		国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
		騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

図 6-3 促進区域の設定に関する環境省令で定める基準

資料 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第 2 版）（環境省）